

奥州市復興推進計画

平成 25 年 10 月 18 日

岩 手 県 奥 州 市

1. 計画の区域

奥州市全域

2. 計画の目標

東日本大震災により、県内では沿岸部を中心に多数の企業が被災し、事業活動の見直しや事業の休廃止に追い込まれる状況となった。

当市においては、平成 23 年 3 月 11 日発生の本震では、全壊 6 棟、半壊・一部損壊 82 棟の被害を受けたが、同年 4 月 7 日発生之余震により、全壊 236 棟、大規模半壊 82 棟、半壊・一部損壊計 4,168 棟に被害が拡大した。特に前沢区・水沢区・江刺区の被害が大きく、市民生活と地域経済の停滞を招いている。なお、前沢区は、市内の全壊した住家の 8 割が集中しており、特に被害の大きかった地域である。また、震災により、製造業における建物や機械設備、原材料等の被害は 8 億円を超えた。

このような状況下、本市としては、活力ある産業の再生のため、被災企業の活力再生と高度化を図り、中核的な産業を担う立地企業の設備投資等を支援することにより、沿岸部を含めた広域圏で雇用機会を失った人々への雇用機会の創出を図る。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取り組みの内容

本市の中核的な産業である食料品製造業について、立地企業の事業用の設備投資等を支援し、その生産機能強化に向けた取り組みを促進するとともに、雇用機会の拡充を図る。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する株式会社天乃屋（以下「対象事業者」という。）が、既存商品の増産及び新商品開発のために増設する米菓製造工場新棟建築に、必要な資金を貸し付ける事業

②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における食料品製造業は、製造業における製造品出荷額第 3 位の中核的な産業で

ある。その中で本事業は、市内の食料品製造業における製造品出荷額の概ね6分の1を占める事業者が実施するものであり、今回の設備投資額は、本市における同業種の平均投資額を大きく上回るものである。

新棟完成後は、雇用及び原材料となる米の仕入れを沿岸部からも行うことにより、平成30年までに同工場の従業員数、製造品出荷額を現状より2割以上引き上げる計画となっており、これにより、同工場が市内で占める製造品出荷額の占有率も高まることとなる。

なお、沿岸被災地からの雇用については、岩手工場での新商品開発やグループ全体の生産量の拡大に合わせ、計画的に採用を継続していくとともに、沿岸被災地からの米の仕入れについては、沿岸部での米の供給量の回復に合わせ、段階的に引き上げていくこととしている。

したがって、本事業による雇用効果や経済効果は大きく、計画の目標である「活力ある産業の再生のため、被災企業の活力再生と高度化を図り、中核的な産業を担う立地企業の設備投資等を支援することにより、沿岸部を含めた広域圏で雇用機会を失った人々への雇用機会の創出を図る」ために必要かつ有効な事業である。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本市には食料品製造業が集積しており、平成22年工業統計調査では市内製造業において、事業所数は業種別で最多の14%、従業員数は第2位の12%、製造品出荷額は第2位の9%と、大きな比率を占めていた。特に、県南の穀倉地帯である胆沢扇状地を中心に稲作が盛んであることを受け、前沢区を中心に大規模な米菓製造業者が立地している。

しかしながら、震災後は、事業所数、従業員数の規模・割合はほぼ同じなのにもかかわらず、全業種中で占める製造品出荷額の割合が半分近くまで減少、順位を第3位に下げる状態となっており、食料品製造業について活力の再生が急務となっている。

本事業が実施される岩手工場は、対象事業者の主力商品である米菓「歌舞伎揚」の製

造拠点であり、本事業により、対象事業者の生産能力が増強されるとともに、新商品開発及び製造の新たな拠点としての重要性が増し、本市のみならず沿岸部も含めた広域圏における被災者雇用及び被災企業からの原材料調達が円滑かつ迅速に行われる。

これらの効果は、地域経済の復興を牽引していくことから、当市における復興の円滑かつ迅速な推進と地域の活力再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、岩手県の意見を聴取した。

また、本市、対象事業者、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、前沢商工会を構成員とする奥州市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。